

懲戒処分等の公表について

下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、真庭市職員に対する懲戒処分等の公表基準に関する規程(平成 20 年真庭市告示第 17 号)第 2 条の規定により公表します。

令和 2 年(2020 年)11 月 6 日

真庭市長 太 田 昇

記

| | | | | | | | |
|-------|--|--------------|------|----|----|----|---|
| 所属部局名 | 産業観光部 | 格 付 (職名等) | 上級主事 | 年齢 | 33 | 性別 | 男 |
| 処分内容 | 免職 | | | | | | |
| 処分年月日 | 令和 2 年 11 月 6 日 | | | | | | |
| 事実の概要 | <p>令和 2 年 4 月から 6 月に実施した「緑の募金」の事務に関わる領収書への金額未記入や担当課作成の久世自治会集計表の金額と控え領収書金額に差異があることに当該課の職員が気づき、市として本人及び関係者に事情聴取を行った。</p> <p>その結果、当該職員が久世地区及び落合地区の募金総額 117,890 円を私的に流用していたこと、また、募金を収入支出する通帳への当該職員によるメモ書きの書換えや募金総額(440,882 円)に対して公益社団法人岡山県緑化推進協会への送金額(322,992 円)に差違があるなどが判明し、一連の行為を横領に当たると判断した。</p> <p>この行為は、公務員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき者としてふさわしくない非違行為であり、職全体の信用を失墜させるものであることから、真庭市職員分限懲戒等審査会の審議を経て、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する懲戒事由に該当するものである。</p> | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-------|--|-------------|----|----|----|----|---|
| 所属部局名 | 産業観光部 | 格付 (職名等) | 部長 | 年齢 | 48 | 性別 | 男 |
| 処分内容 | 文書訓告 | | | | | | |
| 処分年月日 | 令和2年11月6日 | | | | | | |
| 事実の概要 | <p>令和2年4月から6月に実施した「緑の募金」の事務に係る募金の横領事件について、部下職員が公務に対する信用及び信頼を損ない、懲戒処分を受けることとなったことは、貴職の管理監督者としての指導監督に適正を欠くものと判断する。よって、今後は、管理監督者として自覚と責任を強く持ち、二度とこのようなことがないよう、強く反省を求め、文書訓告を行うものである。</p> | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-------|---|-------------|----|----|----|----|---|
| 所属部局名 | 産業観光部 | 格付 (職名等) | 課長 | 年齢 | 53 | 性別 | 男 |
| 処分内容 | 文書訓告 | | | | | | |
| 処分年月日 | 令和2年11月6日 | | | | | | |
| 事実の概要 | <p>令和2年4月から6月に実施した「緑の募金」の事務に係る募金の横領事件について、部下職員が公務に対する信用及び信頼を損ない、懲戒処分を受けることとなったことは、貴職の管理監督者としての指導監督に適正を欠くものと判断する。よって、今後は、今一度、管理監督者として部下の指導に当たり、二度とこのようなことがないよう、強く反省を求め、文書訓告を行うものである。</p> | | | | | | |